

本部直屬とする事（註十二月二十日に至り五組合は關東地方評議會を組織す）

- 二 被除名者の自決を認むること
- 三 双方より陳訴状を提出せしむること
- 四 中央委員会は声明書を出すこと
- 五 加藤主予辞任は本件に關しては之を認めざるも其の一身上の事情に顧りみ之を許容し西尾氏を其の後任とする事

六 鈴木會長は留任すること
 前記の四項に基きて發表せし中央委員会の聲明書の要領は尤の通りである。
 柳小今回の事情を惹起せる根本的原因は最初關東同盟會要求理由に示せる如く從來五組合中の一部份は實に後らに實質の伴はざる急進的言辭を弄しやうしすれば所謂朋党的精神とも云ふべき行動に依つて

組合内部に暗闘を起さしむる如き傾向があつたのであつてかゝる傾向がやがて今回關東同盟會大会の中に退席問題として現はれ来たなりである斯の如きは既に同盟今日の運動精神と相反するものでもあつて今後に於ては断つて排斥せねばならぬ事柄であり中央委員会は若し今後に於て斯の如き事を繰り返すものがある場合に於ては其の何物たるを問はず断乎たる如きを取ら決心を有するものがある各人如何なる思想を抱くも其れは自由であるけれども既に一個の團體を組織して其の主義主張を掲ぐる以上其の團體の精神を尊重し其の統制に従ふは國体に属するものなり義務であるべきであらぬかゝることを初めて其の團體の發展は期待するべきである今後日本に於ける労働組合運動は其の發達に従つて益々複雑となり困難の増大し來るは明かである而して此の困難を征服して運動を進むるには隱謀的行動と相排斥する偏狹な態度を